## 審査と評価機能に対する提言

이 재호(李ジェホ)医務理事 大韓医師協会



## 1. はじめに

健康保険審査評価院が12年に亘って我が国の健保体制に遂行して来た業務に対して拍手を送り、医療界の視野と立場で健保審査評価院に対する評価と提言を行いたい。

## 2. 健康保険審査評価院に対する評価

健保審査評価院は療養給与費用の審査及び適正性評価、基準開発など審査と評価を遂行する機関に対し、 審査と評価という用語的観点での考察と接近が必要である。

審査は量的側面での制限で、評価は質的側面での管理と向上を目標にするところであり、審査が強化されれば評価が柔軟とか、評価が強化されれば審査が緩和されなければならないと思う。評価を大きく見れば種別機関審査と見られる反面、審査とは行為別評価といえる。とにかく志向点が他の審査と評価による健康保険財政の結果が相異するので健康保険審査評価院でその優先順位をどこに置くかによってジレンマが発生する可能性がある。したがって健保審査評価院という一つの機関でそれぞれ志向点が他の二つの業務をどのように調和するのか、この問題解決が重要な課題と言える。

健保審査評価院は言葉とおり審査と評価をメインで遂行する専門機関なので、現行保険政策と制度を充実して履行する機関とし、それ以外の政策や制度の部分においては、加減のない提案と建議をする自間機能が適切と考える。

審査基準を見れば療養給与基準は国民健康保険法とその下部法令によって長官の告示で決めるように委任することによって長官の決定によって基準が変わるところ、少なくとも上限線、または下限線と一緒に大略的な範囲を施行規則上に決めておいた以後詳細事項を委任する式で法的根拠と妥当性を取り揃える必要がある。

審査が限定された健康保険財政状況で医療サービスの量的な側面を規制するによって基準超過医療に対する診療費減らしは不可避だと一つ、医学的基準や実際診療現場の特殊性が審査ki基準の反映が充分でない位これを超過した医療行為に対する適用は実体調査や行政処分よりは審査基準に対する十分なアンネワギェも次元で誘導と適用しなければならない問題と思う。

評価基準を見れば元々の適正性評価とは医療機関で提供する医療サービスが平均水準にいくら近接しているかを判断する基準である。

たとえば医療機関で特定項目に対する評価結果を参考してこれを質向上のためのガイドラインとサービス 提供模型などで反映するように活用されなければならないが現実は審査結果である診療費減らしと評価結果 である加減支給による減らしでこの中減らしが発生するようになる。

結局、限定された財源で平均的医療サービスを提供しなければならないから必要な審査機能と財政拡大が不可避な医療サービスの質向上をはかる評価機能は結果適用でも相反するとか重複されている。

医療機関自律性を誘導しようとする最終目標は、結局患者と国民に最善の医療サービスを提供するようにすることであろうが、医療の現実は診療費公開や患者満足も結果公開などはその基準と方法論が不合理な場合 国民の医療機関に対する不信につながることになる危険性がある。

最近、健保審査評価院では国民の知る権利と医療選択権の保障を理由に、44の上級総合病院の非給与診療価格をインターネットのホームページを通じて公開したことがある。非給与項目診療費公開比較は最善の診療に集中しなければならない医療機関と医療関係者に混乱をもたらして患者に不必要な誤解を招き、結果的に患者-医師間の信頼を破る副作用を引き起こすことになり、これに対する向上をしてくれるのと既往公開した

ら情報の客観性と正確度を担保にする必要性がある。

健保審査評価院の専門性確立方案に対して付言する。

第一、政府や公団の影響を受けない専門機関としての健保審査評価院の完全独立性を確保しなければならない。

第二、健保審査評価院運営費に対して保健福祉部と国民健康保険公団を経ないで、国庫から直接支援をもらわなければならない。

第三、健保審査評価院全国地域別支院の段階的拡大が成り立たなければならない。

第四、健康保険以外の分野(自動車保険など)の委託遂行による固有の専門性と差別性確保方案を用意しなければならない。原論的な問題申し立てになるが、健保と自動車保険、産業災害保険はその根本特性が相異しているが、これを一元化するというのはすなわちすべての保険患者に提供される医療サービスを同一視するという点で向上の必要性がある。

五番目、健保審査評価院の資料公開など透明化が成り立たなければならないし審査実名制導入が必要と考える。

六番目、疾病群によっては電算審査の適用が難しい場合があるので、画一的な電算審査方式を改善しなければならない。

## 3. 政策提言

現在の我が国の健保政策の主な争点は、保険財政の部分であり、その優先順位の考慮に異議を述べるものはいない。すべての焦点を健保財政に合わせて見れば、審査と評価のジレンマも存在し、それぞれの目的と運営上の乖離も発生する。今後の本然の機能である審査と評価業務の効率性と健康保険の持続可能性という志向点を接点に進む時、健保審査評価院がもう一度輝いた存在の理由を刻印させることができると見える。

健保審査評価院の本来の機能確立は、政府部処はもちろん国会において関係法令を整備して保障することでそれは可能になるだろう。健保審査評価院の設立主旨と共に、政府やいかなる機関にも属することなく、固有の専門性と独立性を最大限に生かし、その名声にふさわしい最高の機関に生まれかわることを期待する。